

令和5年度前橋市事業者用ゼロカーボン推進補助金交付要項

令和5年9月29日から適用

取扱担当課 前橋市役所環境政策課GX戦略係（2階） 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 電話 027-898-6292（直通） 027-224-1111（内線3292） 電子メールアドレス gx-senryaku@city.maebashi.gunma.jp

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	ゼロカーボンシティの実現に向けて、市内事業者の脱炭素化の取組を促進するため、対象設備の導入に要する経費を補助します。													
内容	補助対象者	補助対象者は、次のいずれにも該当する事業者です。 (1) 市内に住所を置く個人事業主又は本社、支社、支所、支店、営業所等を市内に置く法人で、市内で1年以上継続して活動実態がある者であること (2) 自己又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者のいずれにも該当しない者であること (3) 市税を滞納していない者であること (4) 補助対象設備を市内にある自らの事業所に設置し、利用する者（太陽光発電設備においては発電した電力の1/2以上を自家消費しようとする者）であること (5) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者でないこと												
	補助対象設備及び補助額	補助対象設備及び補助額は、令和5年4月1日以降に事業が完了し、所有権を自らが有するもので、以下のとおりです（中古品は対象外）。 同じ設備を複数申請することはできませんが、(3)については、(2)を申請しない場合に限り、最大3台まで申請可とします。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 太陽光発電設備</td> <td>20,000円/kW (上限200,000円)</td> </tr> <tr> <td>(2) ①定置用蓄電池設備（夜間営業等なし）※1</td> <td>10,000円/kWh (上限100,000円)</td> </tr> <tr> <td>(2) ②定置用蓄電池設備（夜間営業等あり※2）※1</td> <td>20,000円/kWh (上限200,000円)</td> </tr> <tr> <td>(3) 外部給電機能付電動車 ※1※3</td> <td>50,000円/台</td> </tr> <tr> <td>(4) V2H（電気自動車充給電設備）※1※4</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	補助額	(1) 太陽光発電設備	20,000円/kW (上限200,000円)	(2) ①定置用蓄電池設備（夜間営業等なし）※1	10,000円/kWh (上限100,000円)	(2) ②定置用蓄電池設備（夜間営業等あり※2）※1	20,000円/kWh (上限200,000円)	(3) 外部給電機能付電動車 ※1※3	50,000円/台	(4) V2H（電気自動車充給電設備）※1※4	50,000円
対象設備	補助額													
(1) 太陽光発電設備	20,000円/kW (上限200,000円)													
(2) ①定置用蓄電池設備（夜間営業等なし）※1	10,000円/kWh (上限100,000円)													
(2) ②定置用蓄電池設備（夜間営業等あり※2）※1	20,000円/kWh (上限200,000円)													
(3) 外部給電機能付電動車 ※1※3	50,000円/台													
(4) V2H（電気自動車充給電設備）※1※4	50,000円													

		<p>※1 原則として再生可能エネルギー由来の電力使用に限る</p> <p>※2 日中（6:00～18:00）及び夜間（18:00～6:00）にそれぞれ4時間以上の営業時間や就業時間がある場合が対象</p> <p>※3 電気自動車及びプラグインハイブリッド車を対象</p> <p>※4 (3)と同時申請又はV2Hが利用可能な車両を所有している場合に限る</p>
交付 手 続 等	交付条件	<p>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、補助を受ける設備を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。また、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、転売、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p> <p>4 補助対象者は、この補助金を交付申請した内容、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及びこの要項を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>5 対象設備の購入又は設置工事の相手方は、市内事業者（前橋市内に本店・支店等を有する者）に限ります。</p>
	交付申請 の方法、 期間等	<p>1 申請期間 令和5年5月8日から令和6年2月29日までの期間に、次の書類を窓口、郵送又は電子メール（押印省略した場合に限る）で提出してください。ただし、期間中であっても予算額に達した時点で受付を終了します。 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>(2) 補助事業内容説明書（様式第2号）</p> <p>(3) 仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの）</p> <p>(4) 補助対象設備の支払を証明する書類の写し（領収書等）</p> <p>(5) 補助対象設備の設置を証明する書類の写し（保証書、自動車検査証記録事項等）</p> <p>(6) 完成写真（外部給電機能付電動車は車両保管場所で充電している様子の写真）</p> <p>(7) 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（3か月以内のもの）</p> <p>(8) 活動実態が確認できる書類（決算報告書、確定申告書、事業報告書など）</p> <p>(9) 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの、法人登記していない場合は開業届）</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>

	交付決定の時期等	提出された交付申請書兼実績報告書の審査を行い、申請書を受理した日から14日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額、条件等を決定及び確定し通知します。
	請求の方法、支払時期等	1 交付決定通知書兼確定通知書を受領後、補助金交付請求書（様式第5号）にて請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合 超える部分の金額
様式	申請書等の様式	1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 補助事業内容説明書（様式第2号） 3 交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号） 4 不交付決定通知書（様式第4号） 5 補助金交付請求書（様式第5号）